

# 熊本市手をつなぐ育成会事業所における虐待防止のための指針

社会福祉法人熊本市手をつなぐ育成会（以下、「法人」という）の事業所においては、以下のⅠに述べる基本理念のもと、本指針により、各事業所長を中心に職員が一丸となって虐待のない支援の実現をめざす。

## 1 虐待防止に関する基本的な考え方（基本理念）

障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳及び人格を尊重するとともに、人権の擁護及び虐待の防止等を目的とする利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を、すべての職員が理解・遵守して支援の充実に努めるため、本指針を策定する。

## 2 虐待防止委員会その他虐待防止に向けた法人内の組織に関する事項

虐待防止に取り組むため、法人では、「虐待防止委員会」（以下、「委員会」という）を設置する。なお、委員会は、各事業所でも設置可能とする。

### ① 委員会の構成

ア 委員長（理事長（会長））	※法人の虐待防止責任者	1名
イ 副委員長（統括施設長兼事業所長）		1名
ウ 委員（法人事務局長）		1名
エ 委員（各事業所長）		2名
オ 委員（各事業所虐待防止担当者）		4名
カ 委員（家族会代表）		3名
キ 委員（苦情解決第三者委員）		2名

### ② 委員会の開催

原則、「身体拘束適正化検討委員会」と一体として同時開催する。（個別開催も可）。

年1回以上の定期開催のほか、虐待防止に関する法人内又は事業所内での協議事項が生じた都度に、委員長が招集し開催する

会議録を供覧し、全職員に周知するとともに虐待防止について全職員が正しく認識し、問題意識を共有するよう、意識啓発のための活動を行う。

### ③ 委員会の業務

委員会は、次の業務を行う。

- ア 虐待防止に向けた取組計画や研修等の推進の中核的な役割を担う。
- イ 各事業所が定めた職員倫理綱領を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。
- ウ 虐待防止に関するさまざまな指針や基本方針等を策定し、職員に周知する。
- エ 虐待の定義や分類等、虐待に関する知識、理解について、職員に周知する。
- オ 障害者虐待発見チェックリスト等の調査を定期的実施する。
- カ 虐待防止に係る研修を、原則年1回及び職員採用時に実施する。

- キ 虐待が発生した際の報告様式を整備。
- ク 虐待が発生した場合は、状況等を分析、発生原因、結果等を取りまとめ、職員に周知するとともに、再発防止策を検討する。
- ケ その他、法令及び制度の変更のあった際は委員会を開催して規定等の見直しを行うとともに、職員に周知する。

### 3 虐待防止に関する責務等に関する基本方針

- ① 各事業所における虐待防止に関する統括は事業所長とする。
- ② 事業所長及び虐待防止担当者（以下、「担当者」という）は、本指針及び委員会で示す方針等に従い、虐待の防止を啓発・普及するための職員研修を実施するとともに、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の活用など日常的な虐待の防止等の取組みを推進する。

事業所長及び担当者（以下、「事業所長等」という）は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。

虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、事業所長に報告のうえ、速やかに熊本市障がい者虐待防止センター（以下、「虐待防止センター」という）に通報しなければならない。

### 4 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

- ① 研修は、虐待等の防止に関する正しい知識を啓発・普及する基本的内容を主とする。  
[研修内容例]
  - ・虐待防止法及び虐待防止に関する基本的理解
  - ・早期発見・事実確認と報告等の手順、発生した場合の改善策
  - ・障がい者権利擁護、成年後見制度の理解
  - ・障がい福祉サービス従事者としての心構えとアンガーマネジメント 等
- ② 年1回以上実施する。また、新規採用時にも虐待の防止のための研修を実施する。
- ③ 研修の実施内容は、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、紙面又は電磁的記録等により保存する。

### 5 虐待の早期発見へ向けた基本方針

- ・虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認や事業所長等への報告を行うこと。
- ・地域で生活する利用者のサービス利用時等の様子にも配慮し、虐待の疑いがもたれる場合には、家庭訪問や相談支援事業者との連携、さらには、虐待防止センター又は児童相談所への通報を含め迅速に対応すること。
- ・虐待は利用者の権利を侵害する些細な行為から虐待へとエスカレートする傾向にあることを踏まえ、平素から、事業所長等は、利用者・保護者、職員とのコミュニケーションの確保を図り、虐待の早期発見に努めること。

## 6 虐待又はその疑いが発生した場合の対応に関する基本方針

- ・虐待又は虐待が疑われる事案を発見した場合は、利用者の安全の確保を最優先にしつつ、速やかに虐待防止センター又は児童相談所に通報するとともに、組織的な対応を図る。
- ・緊急性の高い事案の場合は、虐待防止センター、児童相談所、又は警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と安全の確保等を最優先する。
- ・事実確認の結果、虐待者が職員であることが判明した場合は、就業規則等に則り処分その他必要な措置を講じる。

## 7 虐待等が発生した場合の報告方法等の方策に関する基本方針

- ・職員が他の職員による利用者への虐待を発見した場合は、担当者又は事業所長に報告する。
- ・担当者又は事業所長は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員からの相談及び報告があった場合は、報告を行った者の権利が侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行う。また、関係者からも状況を確認する。
- ・事実確認の経緯等は、文書に概要を時系列で整理する。
- ・事実確認の結果、虐待等の事実が確認された場合は、事実の概要を虐待防止センター又は児童相談所に通報し、その後の対応について指示を受ける。

## 8 虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

虐待事案の発生は、利用者の生命と生活を脅かすことのみならず、これまで長年にわたり培ってきた熊本市手をつなぐ育成会及び各事業所の社会的信頼を著しく損なうこと、さらに、その後の事業運営に多大な困難を与えることを強く認識する必要がある。

職員は、法人の基本理念及び行動規範に掲げる利用者の人格を尊重することを深く認識し、虐待を防止するために次に掲げる事項に留意すること。

### ① 職員の意識

- ・常に利用者の人権や人格を意識し、これを尊重した行動に努めること。
- ・職員は利用者にとって支援者であることを強く自覚し、利用者の立場に立った言動を心がけること。

### ② 基本的な心構え

- ・職員同士が話しやすい雰囲気づくりに努め、虐待とみられる言動について、職員同士で注意を促すこと。
- ・職場内の虐待に係る問題や発言等を個人的な問題として処理せず、組織として良好な職場環境を確保するための契機とするという意識を持つとともに、事業所長等への速やかな報告は職員の義務であることを認識すること。

## 9 本指針の閲覧に関する基本方針

利用者等がいつでも閲覧できるように、各事業所の最も見やすい場所に掲示するとともに、法人及び各事業所のホームページにも掲載し、利用者及び家族等が自由に閲覧をできるようにする。

《参考》 障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

所在 場所	在宅 (養護者 ・保護者)	福祉施設・事業						企業	学校 病院 保育所
		障害者総合支援法		介護保険法	児童福祉法				
		障害福 祉サー ビス事 業所 (入 所系、日中 系、訪問系、 GH等含む)	相談支 援事業 所	高齢者 施設等 (入所系、 通所系、 訪問系、 居住系等 含む)	障害児 通所支 援事業 所	障害児 入所施 設等	障害児 相談支 援事業 所		
年齢									
育成会 事業所	て・い・く ※発見 の可能 性	しょうぶ の里／第 二ぎんな ん作業所	ぎんな ん		て・い・く		ぎんな ん		
18歳 未満	児童虐 待防止 法	障害者 虐待防 止法	障害者 虐待防 止法	—	障害者 虐待防 止法	児童福 祉法	障害者 虐待防 止法	障害者 虐待防 止法	障害者 虐待防 止法
18歳以上 65歳 未満	障害者 虐待防 止法			—	—	—	—		
65歳 以上	障害者 虐待防 止法 高齢者 虐待防 止法			高齢者 虐待防 止法	—	—	—		

※18歳未満の児童に関しては、保護者による児童虐待について、て・い・くが発見の可能性がある。

(児童虐待の早期発見等)

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

# 熊本市手をつなぐ育成会事業所における身体拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人熊本市手をつなぐ育成会（以下、「法人」という）の事業所においては、以下のⅠに述べる基本理念のもと、本指針により、各事業所長を中心に職員が一丸となって身体拘束をしない支援の実現をめざす。

## 1 法人における身体拘束等の適正化に関する基本理念（基本的考え方）

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。法人では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、各事業所の職員一人一人が身体拘束の身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止の意識を高め、身体拘束をしない支援を実践するため本指針を作成する。

## 2 身体拘束等の適正化に向けた組織に関する事項

身体拘束等の適正化に取り組むため、法人では、「身体拘束等適正化検討委員会」（以下、「委員会」という）を設置する。なお、委員会は、各事業所でも設置可能とする。

### ① 委員会の構成

ア 委員長（理事長（会長））	1名
イ 副委員長（統括施設長）	1名
ウ 委員（法人事務局長）	1名
エ 委員（各事業所長）	2名
オ 委員（各事業所虐待防止担当者（責任者））	4名
カ 委員（家族会代表）	3名
キ 委員（苦情解決第三者委員）	2名

### ② 委員会の開催

原則、「虐待防止委員会」と一体として同時開催する。（個別開催も可）。

年1回以上の定期開催のほか、身体拘束等に関する法人内又は事業所内での協議事項が生じた都度に、委員長が招集し開催する。

会議録を供覧し、全職員に周知するとともに身体拘束の弊害等について全職員が正しく理解し、問題意識を共有するよう、意識啓発のための活動を行う。

### ③ 委員会の業務

委員会は、次の業務を行う。

ア 身体拘束等の適正化に向けた取組計画や研修等の推進の中核的な役割を担う。

イ 身体拘束等の適正化に関する指針や基本方針等を策定し、職員に周知する。

ウ 身体拘束等の適正化に係る研修を、原則年1回及び職員採用時に実施する。

エ 身体拘束等についての報告様式を整備する。

オ 職員は、身体拘束等の発生ごとに状況、背景等を記録し、身体拘束等を報告する。

委員会では、事例を集計、分析。事例及び分析の結果を職員に周知徹底する。

カ 身体拘束等の発生時の状況等を分析、発生原因、結果等を取りまとめ、適正化策を検討する。

キ 適正化策を講じた後の効果について検証する。

ク その他、法令及び制度の変更のあった際は委員会を開催して規定等の見直しを行うとともに、職員に周知する。

### 3 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

法人では、身体拘束等の適正化のため、基本的内容の知識の普及・啓発を図ることを目的に、全職員を対象に年1回の内部研修を行う。

このほか、行政や民間団体が実施する外部研修にも積極的に参加する。

### 4 身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針（身体拘束ゼロに向けて）

身体拘束を行う必要性を生じさせないために以下のことに取り組む。

- ① 利用者が主体的に行動し、尊厳ある生活を送られるよう支援する。
- ② 言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げない。
- ③ 利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、職員間の連携と協働で個々に応じた丁寧な対応に努める。
- ④ 利用者の安全の確保を理由として、自由（身体的・精神的）を安易に妨げない。
- ⑤ 「やむを得ない」と身体拘束につながる恐れのある行為を安易に行っていないか常に振り返りながら、利用者に主体的な生活をしていただけるよう支援を行う。

### 5 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

身体拘束等の事案については、その全ての案件を「身体拘束適正化検討委員会」に報告する。

委員長が、定期開催の同委員会を待たずして報告を要すると判断した場合は、臨時的に委員会を招集する。

### 6 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の対応方針

利用者の個々の心身の状況を勘案し、障がいを理解した上で、身体拘束を行わない支援を提供することが原則であるが、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最小限の身体拘束を行うことがある。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。</li><li>② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法等がないこと。</li><li>③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。</li></ol> |
|--|

身体拘束を行う場合は、常に拘束の早期解除を念頭に組織による決定と個別支援計画等への記載、及び本人・家族への十分な説明を行い同意を得るとともに、開始時のみならず随時の必要な事項の記録及びモニタリングを徹底し、早期の身体拘束解除を目指す。

### 7 身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

法人及び各事業所においては、1の基本理念に基づき、常に利用者の立場に立った支援を実現するため、可能な限り身体拘束等を行わないための工夫を率先するとともに、可能な限り「身体拘束等ゼロ」を目指す。

### 8 本指針の閲覧に関する基本方針

本指針の内容は、利用者及びその家族等に対して、各事業所が行うサービスの提供開始の際に配付の上、十分に説明するとともに、法人及び各事業所のホームページへの掲載及び各事業所の誰でも見られる場所に備えつけるなど常時閲覧が可能な状態にする。